

富士見市、大東ガス株式会社及び東京ガス株式会社による 「富士見市ゼロカーボンシティ」の実現に向けた包括連携協定書

富士見市(以下「甲」という。)、大東ガス株式会社(以下「乙」という。)及び東京ガス株式会社(以下「丙」という。)は、相互の連携を強化し、「富士見市ゼロカーボンシティ」(以下「ゼロカーボンシティ」という。)の実現に向けて、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が都市の環境・エネルギー分野等において、相互に連携・協働し、再生可能エネルギーの利活用等の施策を効果的かつ持続的に推進することでゼロカーボンシティの実現に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) ゼロカーボンシティ実現に向けた取組のトータルコーディネートに関する事項
- (2) エネルギーの地産地消に関する事項
- (3) 低炭素エネルギーの調達や公共施設等への提供に関する事項
- (4) エネルギーデータの活用等によるエネルギー設備や運用などの最適化に関する事項
- (5) 地域のレジリエンス強化に関する事項
- (6) 地域の目線で新しい価値や営みを創る価値共創に関する事項
- (7) 学校等における環境エネルギー教育や食育等を通じた啓発活動に関する事項
- (8) 各種取組における専門的人材による支援強化に関する事項
- (9) その他ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みの推進に関する事項

2 甲、乙及び丙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙丙合意の上、別途書面にて定めるものとする。

(協定の見直し)

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中か有効期間満了後かを問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙丙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月13日

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

甲 富士見市
富士見市長 星野光弘

埼玉県富士見市西みずほ台1丁目2番地12号

乙 大東ガス株式会社
代表取締役社長 清水宏之介

東京都港区海岸1丁目5番地20号

丙 東京ガス株式会社
代表執行役社長 笹山晋一